



竹田 ゆかり 市政通信

不登校対応、誰もが楽しく過ごせる学校となるために

9月議会 一般質問より

不登校調査結果からわかったこと

2020年、文科省が「不登校経験のある児童・生徒本人」を対象に行った「不登校になった原因」調査結果と、全国学力・学習調査時に「学校」を対象に行った「不登校児童・生徒の主たる要因」調査結果とでは、本人の意識と学校の読み取りとにずれがあり、学校側が、不登校児童・生徒の気持ちをしっかりと把握できていない実態が明らかとなった。

子どもが不登校になり始めた時、学校の対応は。

【答弁】「担任が電話・手紙・家庭訪問などを通して丁寧な聞き取りを行い、必要な支援を届けている。また、チーム学校の体制で組織的な対応に努めている」

不登校児童は増加の一途をたどっている。鎌倉市は、学校で学ぶことに難しさを感じている子どもを対象に、昨年より「かまくらU.L.T.L.Aプログラム」を実施している。学びの中で、自由な発想や心の動きが大切にされることで、学ぶ意欲がわいてくる。このプログラムは、不登校に陥っていない子どもにとっても学校として大事にすべき「視点」を持っている。

「かまくらU.L.T.L.Aプログラム」の視点を学校現場で生かして頂きたい。

【答弁】「現在、検討を進めている。」

不登校の子どもだけでなく、毎日頑張って学校に行っているけれど「つらいな」と思っている子どもも含めて「誰もが楽しく過ごせる鎌倉市の小中学校」となるよう求めた。そうなれば不登校特例校はいらない。



2021年度「一般会計歳入歳出決算」を不認定とし、討論に立ちました。

討論内容の概要

●職員配置と超過勤務手当について

2021年度 超過勤務手当は、当初予算額を大きく上回る結果となった。「業務量に応じた適切な執行体制の確保、各課の人員に余力を生み出す」ことができなかつたと言える。各課の職員配置数は適切であったのか。そもそも、超過勤務を行うことで、業務を遂行していくことが前提とされることは、ワークライフバランスの観点からも適切な労働環境とは言えない。また、超過勤務手当は、正當に支払われるべきものだが、当初予算配当枠が、低く見込まれることにより、実際の出退勤記録に残しにくい雰囲気各課に生まれているとすれば言語道断である。人員配置にあたっては、改めて、「職員配置方針」に基づいて、業務量に見合った適正数の配置と、知識・経験・適性・本人希望を考慮して、職員一人一人のモチベーションが上がるような、的確な配置が行われることを求める。

●平和推進事業について

2020年、市は「平和推進実行委員会」の休止を一方的に通告し、現在に至っている。委員会休止後の説明では、「今後は元・平和推進実行委員と意見交換をしながら、市民の方々の提案を頂きながら、検討を進める」としている。しかし2021年度においては、元・平和推進実行

委員6人全員が反対を表明した「映画の上映」を、実行委員会に告げることなく、事業実施に踏み切った。一議員が提案した「映画の上映」事業を、市長に任命された6人の委員の反対を押し切って強引に実施したことは、鎌倉市の「平和行政」が問われる大きな問題である。平和推進事業は、市が公正・公平な立場で、市民とともに協働して進めるべき事業である。

●鎌倉市生涯学習センターの管理運営の見直しについて

本条例改正議案は昨年12月、突然、前触れもなく市民の知るところとなり、生涯学習センターの利用者や団体から、特に集会室の利用区分について、「活動がしにくくなる」との多くの切実な声が上がった。12月議会では条例改正議案は一票差で可決したが、利用者の声は収まることなく、その声に応えるかたちで、2月、利用区分を元に戻す議員提出議案が提出され可決した。しかし、市長は再議権を行使して、利用区分の変更を強行するに至った。決算特別委員会での質疑で、担当者は「条例改正の進め方について、課題があった」と答弁している。「進め方に課題がある」ことをどの時点で認識したのか。なぜ、立ち止まることができなかったのか。市長に諮問され秘密会で開催された「教育委員会臨時会」では、「市長の再議権行使」について協議されたが、市長に再議権を行使させた教育委員会の責任は免れるものではない。……

鎌倉市議会、民意を反映して 「国葬」実施撤回を求める意見書可決！

9月27日、国民の過半数以上が反対する中、安倍元首相の「国葬儀」が執り行われました。鎌倉市議会では、国葬日に先立って、9月12日、以下の意見書を賛成多数により可決し、衆参両院議長、および岸田首相あてに意見書を提出しました。（賛成12 反対5 退席8）

意見書要旨

意見書提出までの流れと全文をブログに掲載中

「国葬」は、1926年、明治憲法下において、天皇の勅令として「国葬令」が公布されたことにより行われたもので、……1947年12月31日をもって「国葬令」は失効しており、現在、国葬に関する法律の規定はない。

岸田首相は、「国葬」を行う法的根拠として、内閣の所掌事務について定めている「内閣府設置法」第4条第3項第33号、「国の儀式並びに内閣の行う儀式及び行事に関する事務に関すること」の規定に基づいて、閣議決定を行えば「国葬」を国の儀式として実施することができる」と説明している。しかし、内閣府の所掌事務である「国の儀式」に「国葬」が予定されているとは考えられておらず、第4条第3項第33号は、皇室典範第25条で決められている「大喪の礼」などの儀式を内閣府が執行する規定であって、内閣が元首相の葬儀を「国葬」という新しい「儀式類型を創出して良い」という規定ではないとする見解が一般的である。「国葬」に明確な法的根拠がない以上、安倍晋三元首相の「国葬」を行うのであれば、国会で議論が尽くされるべきである。

岸田首相は「国葬」とする理由として、「歴代最長の期間、総理大臣の重責を担い、内政・外交で大きな実績を残した」などとしているが、政府が安倍元首相について、その業績を一方向的に高く評価したたえる儀式として「国葬」を国費で行うことは、安倍元首相に対する政府による「評価」を、広く一般国民にも同調を求めることに等しく、国家が一方向的な評価、価値観を国民に強いることになる。安倍元首相への評価は、主権者である国民一人一人が自らの意思で判断すべきことである。「国葬」を行うことは、国民の自由な判断を封じることにつながりかねない。日々「国葬」反対の声が高まる中、国民を二分するような「国葬」を、行うべきではない。……

意見書提出者→竹田・保坂・武野・岡田・千
賛成者→井上・吉岡・高野・長嶋・くり林・藤本・くりはら
反対者→志田・森・大石・納所・児玉
退席者→中村・後藤・出田・久坂・日向・中里・池田・松中



全国に先駆けて、「平和都市宣言」を行った鎌倉市として、本意見書を可決できたことは、意義のあることです。

9月議会における議案のうち 3議案に反対しました。

<竹田ゆかりが反対した議案>

●議案第22号 指定管理の指定について

放課後子どもひろば・子どもの家（第二小・稲小）の管理者を（株）「明日葉」にしようとするもの。7月21日、指定管理者選定委員会を傍聴したが、株式会社5社がプレゼンに参加。どの会社も、「独自性を出すこと」に傾注したプレゼンであったが、そもそも、当施設運営管理に独自性が必要なのか。はなはだ疑問である。本議案に反対する趣旨は、選定される「明日葉」が不適切というものではなく、竹田ゆかり市政通信 36号にも掲載したが、現在市内14か所の「子どもひろば・子どもの家」の運営をすべて株式会社が行っており、残る2か所については市の直営として残すべきとの考えにより反対した。理由は、市の直営での運営が、指定管理者による運営のモデルとなり、判断基準となるため。

●議案第35号 鎌倉市保育所設置条例の一部改正

鎌倉市立腰越保育園を拠点保育所（障害児等受入れの担保、一時預かり機能の拡充、小規模保育事業者等との連携、子育て支援センターの併設）として整備し、指定管理とするための移転および条例改正を行おうとするもの。

拠点保育所としての整備は必要だが、現在、市直営保育園と民間保育所との間で処遇格差が生じている。（竹田ゆかり市政通信 34号に掲載）判断基準となる市直営保育所として残すべきと考える。

●議案第24号 2021年度鎌倉市一般会計歳入歳出決算の認定について 不認定とした。理由は一面に掲載済

「教員の未配置問題解消に向けて（II）」

一般質問より

今や「教員の未配置」の現状は、教師個人の善意と犠牲によって支えられていると言っても過言ではありません。子ども達の学びが深まり、勉強が楽しいと思えるような授業づくりのために、以下のことを求めました。

- ① 教師が教師でなければできない仕事に全力投球できるよう、教師でなくてもできる仕事の点検・切り分けを。
- ② 「鎌倉市の学校現場で働きたい」と思ってもらえるよう、ICT支援員の配置とタブレットの年次更新業務委託化を。
- ③ 出退勤時間の把握により、在校時間が減った分、持ち帰り仕事が増えていないか。時間数と業務内容の調査を。